

## まちなかアート開催補助金交付要綱

令和3年4月1日文化スポーツ局長決定

### (目的)

第1条 まちの賑わいづくり、市民が気軽にアートに触れられる機会を増やし、神戸の文化芸術分野の持続的な事業継続及び発展を図ることを目的とし、市内で行われる文化芸術イベントの主催者に対して、予算の範囲内において「まちなかアート開催補助金」(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金等の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱において必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「神戸のプロのアーティスト」とは以下の(ア)、(イ)を満たす者のことをいう。
  - (ア) 主に文化芸術活動(文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野の活動)による収入により生計を維持している者(団体の場合は、文化芸術を主たる事業としている者)で、当該活動により対価を得た実績があること
  - (イ) 住所地(団体の場合は規約等に定める所在地)が神戸市内の者であること。ただし、グループの場合は、構成員の中に住所地が神戸市内の者がいれば可とする。
- (2) 「まちなか」とは、公開空地、公園、商店街などの屋外のほか、屋内であっても大型商業施設のイベントスペースなど、観客が自由に入出りできる場所をいう。
- (3) 「無料イベント」とは、参加費や入場料を一切徴収せず、誰もが鑑賞・参加可能なイベントをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助事業等の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、補助対象事業を企画し、及び遂行する能力がある個人または団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税の滞納があるもの
- (2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年神戸市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員。
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 神戸のプロのアーティストを起用した、まちなかでの演奏会・パフォーマンス・アート展示等の無料イベント。
- (2) 神戸市の他の補助金の交付を受けて実施する事業でないこと。
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。(政治活動または宗教活動でないこと)
- (4) 営利を主目的とした活動でないこと
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと。
- (7) その他、法令等に違反するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

(補助金等の額)

第6条 市長は、一つの補助対象事業につき、補助対象経費に対し15万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項の規定に基づき、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼事業計画書(様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、補助金規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(概算払)(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額の2分の1以内とする。

(補助事業等の変更等)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）の変更を行うときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）を、補助事業を中止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適切であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第 7 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、やむを得ず補助事業を中止し、または廃止する場合は、それまでにかかった経費について、補助を受けることができるものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者等は、補助金規則第 15 条の規定に基づき、事業終了後、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条に基づく補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定後、補助金等請求書（様式第 11 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に係る支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、文化スポーツ局長

が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和4年2月17日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行日以前に募集した事業については、なお従前の例によるものとする。

(施行期日)

1 この要綱は令和4年2月25日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和5年5月22日より施行する。

#### 別表

①アーティストへの謝礼	出演委託料、指揮料、演奏料 等
②音響・照明等技術料	照明費、音響費、会場設営費・撤去費、技術スタッフ料、機材レンタル費 等
③会場使用料	会場使用料
④広報費	ポスター・チラシ製作費 等
⑤事務費	①～④の合計の10パーセント以内

神戸市長 久元 喜造 様

## まちなかアート事業補助金交付申請書兼事業計画書

標記補助金の交付を受けたいので、「まちなかアート事業」補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。また、実施する事業の関係者において同要綱第3条第2項(1)から(4)までに掲げる者（暴力団員等）がないことを誓約します。なお、申請にあたっては、同要綱の規定を遵守します。

## ■申請者

ふりがな	
氏名又は団体名	
本名 ※申請者氏名が芸名の場合は必須	
代表者氏名 ※団体の場合は必須	
住所	〒
電話番号	
Eメールアドレス	

## ■事業内容

事業名	
開催日時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
開催場所（〇〇区）※選択式	
開催場所（具体的に）	
出演者数（人）※数字のみ入力	
事業内容	
補助金以外の取入もしくは 企業等からの協力内容 ※ある場合に記入 （記入例：投げ銭、作品・CDの売上、〇〇会社 からの協賛金、場所代の免除）	

## ■経費試算（予定）※必ず数字のみを記入

①アーティストへの謝礼	
②音響・照明技術料、会場設営費等 上記②のうち外部発注する金額	
③会場使用料	
④広報費	
⑤事務費 （①～④の合計の10%以内）	
合計	0円

## ■申請金額

①上限10万円要件判定 ※自動計算（千円未満切り捨て）	0
②補助率3/4および下限10万円要件判定 ※自動計算	-
③補助率3/4および上限15万円要件判定 ※自動計算（千円未満切り捨て）	-
補助金交付申請額	

※上記①～③に表示された数値のうち、高い方を上限として記入して下さい。ただし、下記判定にすべて○が入らない場合は、上記数値に関係なく10万円が上限です。

判定（すべて○の場合のみ10万円を超えて（上限15万円）申請可）※自動判定	
×	ア 全体事業費（補助対象経費合計）が10万円を超えるもの
×	イ 補助対象経費のうち、音響・照明、設営にかかる経費を申請者・出演者以外に外部発注するもの
×	ウ 出演者が4名以上のもの（1グループで4名以上になる場合も含みます）



## 補助金等交付決定通知書

(公印省略)

神文文交第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり  
交付することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	まちなかアート開催補助金
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額(概算額)	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。</li><li>・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。</li><li>・交付決定額の2分の1を上限に概算払いを行う。(千円未満の端数は切り捨て)</li><li>・補助事業のフライヤー・ポスター・ウェブサイト等には【神戸市まちなかアート補助対象事業】と記載してください。</li></ul>



## 補助金等不交付決定通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

### 記

#### 1 不交付とした理由

# 補助金等請求書(概算払)

令和 年 月 日

請求金額	円 ※交付決定額の1/2以内の額を記入（千円未満の端数は切り捨て）
補助事業等の名称	まちなかアート開催補助金

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

## 請求者

住所・所在地	〒
名前又は名称	
代表者職・名前※	

※グループ・団体の場合のみ

## 受任者

（当欄は、請求者と異なる者の口座に振込を希望する場合に記入すること）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	〒
受任者名	

## 振込先口座

（振込を希望する口座を記入すること）

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通          2. 当座          その他（          ）			
口座番号				
口座名義				

※口座名義はカタカナで記入してください



## 補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所・所在地

名前又は名称

代表者職・名前※

※グループ・団体の場合のみ

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業等の名称	まちなかアート開催補助金
補助事業等の実施予定日	
変更内容	
変更理由	
補助金交付決定額	円 ※増額の変更申請はできません。

## 補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住所・所在地

名前又は名称

代表者職・名前※

※グループ・団体の場合のみ

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業等の名称	まちなかアート
中止の理由	
事業実施予定日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）



## 補助金等交付決定変更通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	まちなかアート開催補助金
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり
交付の条件	・令和 年 月 日付の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付第 号）の「交付の条件」のとおりとする。



## 補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、  
次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日	令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

## 補助事業等実績報告書

令和 年 月 日付神文交第 号で交付決定のあった下記事業についてその実績を報告します。

## ■申請者

エントリーナンバー	
氏名又は団体名	
代表者氏名 ※団体の場合は必須	
住所	〒
	TEL.

## ■事業内容 ※実施の様子がわかる写真も併せてご提出ください

事業名	
開催日時	令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
開催場所 (具体的に)	
出演者 (人) ※数字のみ入力	
事業内容	
実施の効果 ※集客数、観客や地域、アーティストの反応、次回への展望等なるべく詳しく記入してください	
補助金以外の収入の結果 ※収入があった場合に収入金額を下記欄へ数字のみ記入してください	
投げ銭	
協賛金	
CD・作品等販売上	
その他 (実施内容: )	
金銭以外での協力の結果 ※協力があった場合に協力内容を下記欄へ記入してください	
金銭以外での協力	

## ■経費及びその内訳 (数字のみ記入)

①アーティストへの謝礼	
上記の内訳 (名称、単価、数量)	
②音響・照明技術料、会場設営費等	
上記の内訳 (名称、単価、数量)	
③会場使用料	
上記の内訳 (名称、単価、数量)	
④広報費	
上記の内訳 (名称、単価、数量)	
⑤事務費 (①~④の合計の10%以内)	
合計	0円



## 補助金額等確定通知書

(公印省略)

神文文交第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	
補助金等の確定額	円
特記事項	

# 補助金等請求書

令和 年 月 日

請求金額	円 ※事前に支払いを受けた場合は、残りの金額を記入する
補助事業等の名称	まちなかアート開催補助金

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

## 請求者

住所・所在地	〒
名前又は名称	
代表者職・名前※	

※グループ・団体の場合のみ

**受任者** （当欄は、請求者と異なる者の口座に振込を希望する場合に記入すること）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	〒
受任者名	

**振込先口座** （振込を希望する口座を記入すること）

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通      2. 当座      その他（      ）			
口座番号				
口座名義				



## 補助金等交付決定取消通知書

( 公 印 省 略 )  
第 号  
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり  
交付決定を取消したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	